

インターネット関連法律の全体動向

岡村久道●弁護士（英知法律事務所）

個人情報保護関係5法が可決成立、情報セキュリティや通信インフラ関連の法整備、著作権法の見直しも

個人情報保護関係5法

2003年に国会で可決成立したインターネット関連法案の中心は、個人情報保護関係5法であった（同年5月23日成立、同月30日公布）。個人情報保護法、行政機関個人情報保護法（平成15年法律第58号）、独立行政法人等個人情報保護法（同年法律第59号）、情報公開・個人情報保護審査会設置法（同年法律第60号）、および行政機関個人情報保護法等の施行に伴う関係法律整備法（同年法律第61号）から成り立っている。高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大していることを背景に制定されたものである。個人情報の適正な取扱いに関するルールを定めているが、主としてコンピュータ処理情報が対象となる。

5法の中心となる個人情報保護法は、官民双方を対象とした基本法としての性格と、民間部門全般を対象とする一般法としての性格を併有しており、後者の関係では民間事業者が負うべき具体的な義務が定められている。なお、行政機関個人情報保護法、および独立行政法人等個人情報保護法は、公的部門を対象に具体的義務を定める一般法である。

個人情報保護法では、過去6か月間に5000人分を越える個人データ（データベース化された個人情報）を取り扱ってきた民間事業者は、個人情報を取得する際には事前に利用目的を特定しておき、本人に対して通知・公表しなければならないと、とくに本人から直接、書面や電子・磁気データで情報を取得する場合には、これを事前に明示する必要がある。

取得した個人情報を利用できる範囲は、原則として利用目的の範囲内に限られる。個人データを第三者に提供しようとする場合などには、事前に本人の同意を得ておかなければならない。内容を最新かつ正確に保ち、漏えいなどがないようにセキュリティを図らねばならない。保有する個人データについて本人の求めに応じて開示、訂正などを行わなければならない。不当な拒否には本人から出訴が可能である。以上に違反した場合は所管の大臣から命令などが下され、命令違反には罰則も付いている。

これらの法律は2005年4月から全面施行される予定であるが、クッキーやスパイウェアなどオンラインで深刻な問題となるおそれがあるものに関する取扱いは明示されておらず、今後の課題に委ねられている。

情報セキュリティ関連の法整備

情報セキュリティ関連では、前述の個人情報保護法により、民間部門を包括的に義務の対象とするわが国初の規定が置かれ、しかも従業者および委託先に対する監督責任が定められたので、個人情報の大量漏えい事件が頻発している現在、大きな注目を集めている。

他にも、2003年5月16日成立（同月13日公布）の改正不正競争防止法（平成15年法律第46号）により、営業秘密に関する不正行為の一部が新たに罰則の対象となった。持参した媒体に顧客名簿データをコピーして流出させるような行為は、媒体自体を盗むような場合と異なり、従来は不可罰であったが、この改正により処罰の対象とすることが可能になった（ただし対象はコンピュータ処理情報に限られない）。しかし、営業秘密として保護を受けるためには、これを管理する企業が日頃から情報セキュリティ対策を講じることによって秘密として管理している必要があり、その意味でも、情報セキュリティが有する重要性は高まっている。

法律ではないが、2003年4月21日より発効した（財）日本情報処理開発協会のISMS認証基準Ver.2.0、経済産業省が2003年4月から運用開始した情報セキュリティ監査制度などと相まって、情報セキュリティ制度の整備が進みつつある状況である。

通信インフラ関連の法整備

通信インフラ関連でも、重要な法整備が行われている。

2003年7月17日に成立した電気通信事業法およびNTT法の改正（平成15年法律第125号）は、「電話の時代」から「インターネットの時代」への急速な変化に対応し、電気通信事業者の多様な事業展開を促すなどの観点から、参入規制やサービス提供に関する規制など、電気通信事業法の制度全体について見直すものであると、総務省は説明している。

この改正によって、第一種電気通信事業および第二種電気通信事業の事業区分を廃止して、参入に関する規制緩和、サービス提供条件の自由化、苦情処理の義務等の利用者保護ルールの整備などが図られた。その一方で、ネットワークの安全・信頼性を確保するため、重要な設備には引き続き技術基準等を担保している。

「出会い系サイト」の法規制

わが国に1年半も遅れて米国でもようやく迷惑メールを規制する連邦法「CAN-SPAM法」が同年12月に制定された。わが国では迷惑メール、ワン切りをはじめとする迷惑通信の元凶とされてきた「出会い系サイト」にも法規制が及んだ。インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）である（2003年6月6日成立、同月13日公布）。

「出会い系サイト」の利用に起因する児童買春その他の犯罪による児童の被害の実情にかんがみ、インターネット異性紹介事業を利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等を禁止するとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するための措置等を定めた法律である。

知的財産権分野

著作権法も改正され（平成15年法律第85号）、遠隔eラーニングなどとの関係で教育目的に係る権利制限の見直しを図られた（2003年6月12日成立、同月18日公布）。

これまで授業の過程で使用する資料を担任教師は権利者の許諾を得ずに複製できたが、この改正により授業を受ける者でも複製できることになった。これによってコンピュータ教室などで生徒など学習者自身が手元のコンピュータを操作してプリントアウトするなど複製することが可能になった。また生徒自身がインターネットのウェブをプリント（複製）したものを、資料として他の生徒に配布できることになった。

公表済みの著作物については、教育機関での授業の過程で、授業を直接受ける者に当該著作物を提供・提示して利用する場合などには、遠隔授業を同時に受ける者に公衆送信しうることになった。インターネットなどを使った遠隔授業の際、権利者の許諾なくしてネットで教材を配信することを可能にした。現在では遠隔教育などの場合にインターネットなどを利用して試験を行うことが技術的に可能であるが、著作権者の許諾を得る必要があるとすると、出題される問題が事前に漏えいしてしまうおそれがあるので、試験・検定の公正を確保することができず不適切である。そこで、この改正により、公表されている著作物を試験または検定の目的上、必要な限度での公衆送信が認められた。

その他

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）は、BSE（牛海綿状脳症）の蔓延防止措置の実施の基礎とするとともに、牛肉に係る牛の個体の識別のための情報の提供を促進するため、牛個体識

別台帳の作成および耳標の装着による牛の個体識別のための情報の管理、牛個体識別台帳に記録されている牛から得られた牛肉の販売業者等による牛の個体識別番号の表示等の措置を講ずるものであるが、牛個体識別台帳に記録された事項をインターネットの利用その他の方法により公表することとされている（2003年6月4日成立、同月11日公布）。

以上の他にも、科学技術などの専門家が民事訴訟に出廷し、裁判官が専門技術に関する説明を受けながら審理を進めるといった専門委員制度を導入した改正民事訴訟法（法律第108号）、サービス産業の発展等を背景として、プログラムの作成等のサービスの委託に関する下請取引を下請代金支払遅延等防止法の対象として追加した改正下請代金支払遅延等防止法などが成立しており、インターネットをはじめとする高度情報通信社会に対応するための法整備は、直接・間接に進行している。

今後の展望

2004年春の通常国会でサイバー犯罪条約が承認された。この国会には、条約に伴う法整備として、刑事法改正案、電波法及び有線電気通信法改正案が提出された。電波法改正案は同年5月12日付で可決成立し、無線LANなど暗号通信の解読行為が刑罰の対象となるなど法整備が行われた。この国会には、不動産登記についてコンピュータ処理システムを使用する方法による申請を可能にする不動産登記法全面改正案など、これ以外にも情報ネットワークに関連した法案が提出されている。

来るべきユビキタス社会に対応するため、さらなる法改正が今後も検討される場所である。

資料7-4-1 2003年に成立または改正されたインターネット関連法律

成立または改正された法律の名称	成立、公布
不正競争防止法（平成15年改正）（平成15年法律第46号）	2003年5月16日成立、同月13日公布
個人情報保護法（平成15年法律第57号）	2003年5月23日成立、同月30日公布
行政機関個人情報保護法（平成15年法律第58号）	2003年5月23日成立、同月30日公布
独立行政法人等個人情報保護法（平成15年法律第59号）	2003年5月23日成立、同月30日公布
情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成15年法律第60号）	2003年5月23日成立、同月30日公布
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第61号）	2003年5月23日成立、同月30日公布
電波法（平成15年改正）（平成15年法律第68号）	2003年5月30日成立、 同年6月6日公布
公職選挙法（平成15年改正）（平成15年法律第69号）	2003年6月4日成立、同月11日公布
牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）	2003年6月4日成立、同月11日公布
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）	2003年6月6日成立、同月13日公布
著作権法（2003年改正）（平成15年法律第85号）	2003年6月12日成立、同月18日公布
下請代金支払遅延等防止法（2003年改正）（平成15年法律第87号）	2003年6月12日成立、同月18日公布
民事訴訟法（平成15年改正）（平成15年法律第108号）	2003年7月8日成立、同月16日公布
電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律（平成15年改正）（平成15年法律第125号）	2003年7月17日成立、同月24日公布

損害額の算定方式の見直しその他の営業上の利益の侵害に対する救済措置の充実を図るとともに、営業秘密の不正な使用、開示等営業秘密に係る不正競争に対する罰則を設ける。

個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定める。

行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する。

独立行政法人等における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する。

内閣府に、情報公開・個人情報保護審査会を置くとともに、その調査審議の手続き等について定める。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律及び情報公開・個人情報保護審査会設置法の施行に伴い、会計検査院法その他の関係法律の規定の整備等をする。

民間能力の一層の活用を図るため、総務大臣又は指定証明機関が行う技術基準適合証明等について総務大臣の登録を受けた者が行うこととするとともに、無線設備の技術基準適合性を製造事業者等が自ら確認する制度を新設するほか、電波利用共益費用の負担における無線局免許人間の公平性を確保するため、特定周波数変更対策業務に関し電波利用料の料額の特例を定める。

電磁的記録式投票機を含めて選挙人の投票しやすい環境を整えるため、期日前投票制度を創設するとともに、在外投票について在外公館投票と郵便等投票とのいずれかの方法により行うことができることとし、あわせて、さいたま市に係る衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改正を行うほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

わが国における牛海綿状脳症の発生にかんがみ、その蔓延を防止するための措置の実施の基礎とするとともに、牛肉に係る牛の個体の識別のための情報の提供を促進するため、牛個体識別台帳の作成および耳標の装着による牛の個体識別のための情報の管理、牛個体識別台帳に記録されている牛から得られた牛肉の販売業者等による牛の個体識別番号の表示などの措置を講ずる（牛個体識別台帳に記録された事項をインターネットの利用その他の方法により公表する）。

最近におけるインターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪による児童の被害の実情にかんがみ、インターネット異性紹介事業を利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等を禁止するとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するための措置等を定める。

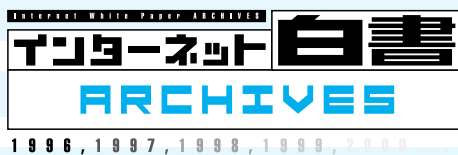
著作物等の公正な利用を図るため、教科用拡大図書の作成、遠隔授業等をより円滑に行えるようにするための措置等を講ずる等。

最近におけるサービス産業の発展等にかんがみ、プログラムの作成等役務の委託に係る下請取引を下請代金支払遅延等防止法の対象として追加する等。

特許権、実用新案権、回路配置利用権またはプログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴え（以下「特許権等に関する訴え」という）について、地方裁判所の管轄に属する事件は、東京地方裁判所または大阪地方裁判所の管轄に専属するものとし、専属管轄に関する規定の適用等について所要の規定を整備すること等を定める。

基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を確保しつつ電気通信事業者の多様な事業展開を促す等のため、第一種電気通信事業及び第二種電気通信事業の事業区分を廃止する等規制の合理化のための措置を講ずるとともに、民間能力の一層の活用を図るため、総務大臣又は指定認定機関が行う技術基準適合認定等について総務大臣の登録を受けた者が行うこととするほか、端末機器の技術基準適合性を製造業者等が自ら確認する制度を新設し、あわせて東日本電信電話株式会社と西日本電信電話株式会社の電話の役務に係る接続料が同等の水準となることを確保する措置を講ずる等。

出所 筆者作成



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp